

第 69 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立本庄児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立本庄児童館	神戸市東灘区本庄町2丁目5番1号 NPO法人本庄ゆかいな仲間たち 理事 前田 昌良	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
神戸市立生田川児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎	
神戸市立八雲児童館		
神戸市立清風児童館		
神戸市立神戸諏訪山児童館		
神戸市立湊川児童館		
神戸市立中道児童館		
神戸市立御崎児童館		
神戸市立平野児童館	神戸市兵庫区馬場町7番14号 社会福祉法人共生会 理事長 小原 隆弘	
神戸市立兵庫児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎	

理 由

神戸市立本庄児童館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。